

次世代育成支援対策推進法に基づく社会福祉法人津山福社会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：産休育休中も会社とのつながりが持て、復帰後も子育てと仕事の両立ができるよう育休後の復帰支援プログラムの作成を行います。

<対策>

- 令和3年 8月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 3年 10月～ 制度導入
- 3年 11月～ 施設内メールや説明会による職員への制度の周知
- 4年 1月～ 育休復帰支援プログラムの実施

目標2：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を令和5年3月までに実施します。

<対策>

- 令和3年 8月～ 検討会の設置
- 4年 2月～ 施設内メールなどによる職員への参観日実施について周知
- 4年 4月～ 参観日の実施、実施職員へのアンケート調査、次回に向けての検討